

予算における基礎知識

(株)廣瀨行政研究所
廣瀬和彦

(2) 予算書の内容

7項目

収見の書算元、
損益算元(上)

意義

| 種類 | 意義 |
|---------|---|
| 歳入歳出予算 | 一 会計年度において予測される一切の収入および支出の見積もり 二 会計年度以上にわたる事業について予算の定まるところによりその経費の総額及び年割額を定め数年度にわたって支出することができるもの |
| 繰越明許費 | 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができるもの |
| 債務負担行為 | 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為 |
| 地方債 | 地方公共団体が資金調達のために会計年度をまたがって借り入れる長期借入金 |
| 一時借入金 | 歳出予算の支出にあたり現金の不足を補うために調達される資金 |
| 歳出予算の流用 | 各々の経費の金額は予算の定めがあれば予算の執行上必要がある場合に限りこれを流用することができるもの |

☆R3歳入純計決算額(上)

9月12日現在

第6表 歳入純計決算額の状況(その1 純計)

(単位 億円・%)

| 区分 | 決算額 | | 構成比 | | 増減率 | |
|--------------------|-----------|-----------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和3年度 | 令和2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | 2年度 |
| 地方税 | 424,089 | 408,256 | 33.1 | 31.4 | 3.9 | △ 0.9 |
| 地方譲与税(*) | 24,468 | 22,323 | 1.9 | 1.7 | 9.6 | △ 14.6 |
| 地方特例交付金等(*) | 4,547 | 2,256 | 0.4 | 0.2 | 101.5 | △ 51.8 |
| 地方交付税 | 195,049 | 169,890 | 15.2 | 13.1 | 14.8 | 1.5 |
| 小計(一般財源(**)) | 648,153 | 602,725 | 50.5 | 46.3 | 7.5 | △ 1.2 |
| (一般財源+臨時財政対策債(**)) | 692,366 | 633,841 | 54.0 | 48.7 | 9.2 | △ 1.4 |
| 国庫支出金 | 320,716 | 374,557 | 25.0 | 28.8 | △ 14.4 | 136.5 |
| 国庫債 | 117,454 | 122,607 | 9.2 | 9.4 | △ 4.2 | 12.8 |
| うち臨時財政対策債 | 44,213 | 31,116 | 3.4 | 2.4 | 42.1 | △ 3.7 |
| その他 | 196,588 | 200,583 | 15.2 | 15.4 | △ 2.0 | 29.3 |
| 合計 | 1,282,911 | 1,300,472 | 100.0 | 100.0 | △ 1.4 | 26.0 |

R5年度財政白書から引用

新型コロナウイルスの増え(道交は15%程度)

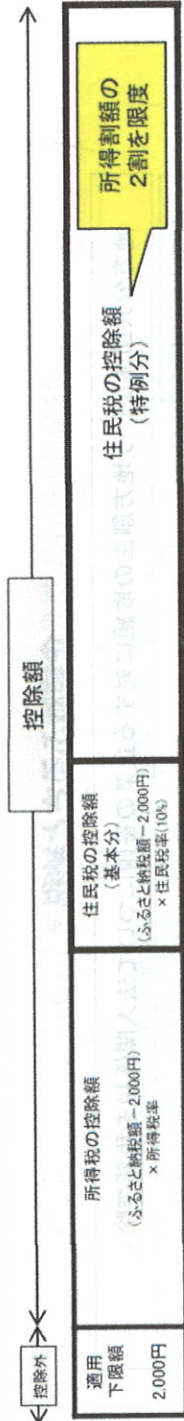
(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国庫提供施設等所在市町村助成交付金を含む。その2、その3、第7図、第8図において同じ。

国の数値については、地方公共団体から提供されたものによる。

ふるさと納税制度について

制度の概要

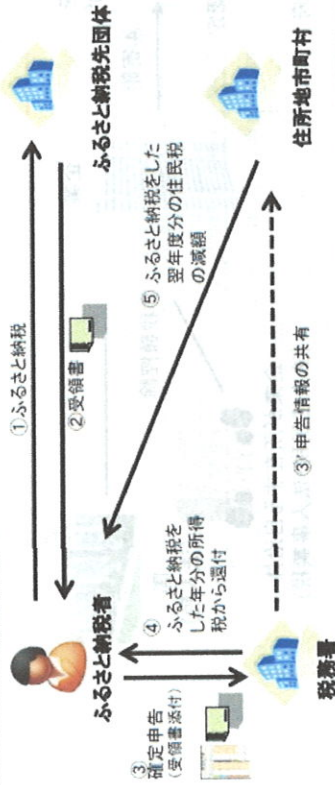
- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。

(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)

手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

ふるさと納税に係る寄附金税額控除の近年の適用実績(※1)

| 課税年度 | 適用人数 | 税額控除額 | 寄附金額(※2) |
|--------|-------|---------|----------|
| 平成25年度 | 11万人 | 45億円 | 130億円 |
| 平成26年度 | 13万人 | 61億円 | 142億円 |
| 平成27年度 | 44万人 | 184億円 | 341億円 |
| 平成28年度 | 130万人 | 1,002億円 | 1,471億円 |
| 平成29年度 | 227万人 | 1,783億円 | 2,566億円 |
| 平成30年度 | 296万人 | 2,457億円 | 3,495億円 |
| 令和元年度 | 395万人 | 3,265億円 | 4,576億円 |

※1 平成25年度から平成30年度については、「市町村税課税状況等の調」をもとに算出。令和元年度については、「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査」をもとに算出。

※2 課税年度における前年中(例えば、令和元年度については、平成30年1月1日～12月31日)の間の寄附金額

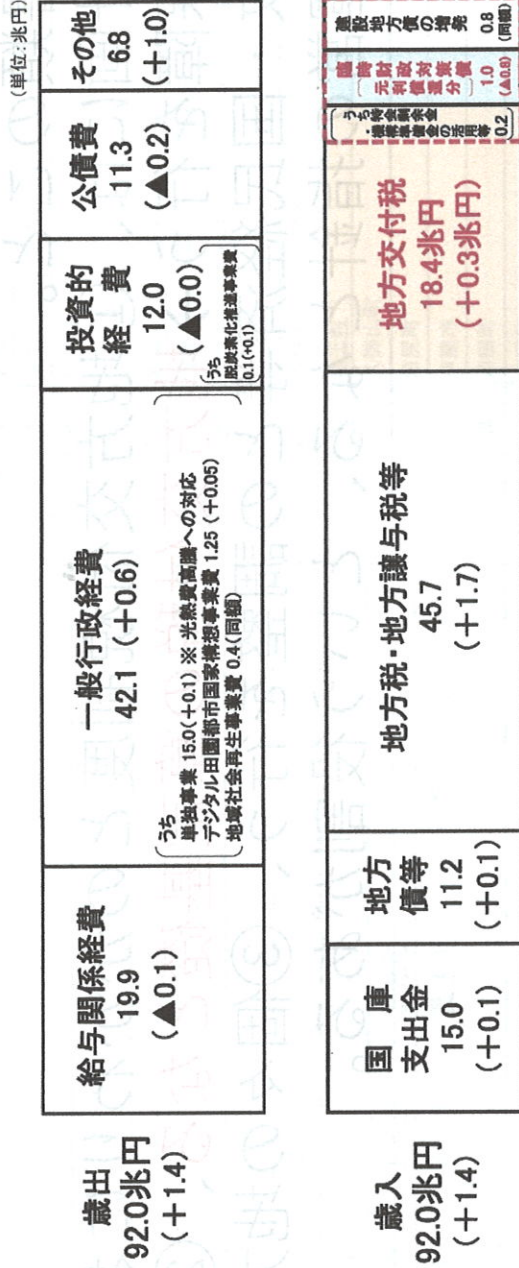
8320億

R 37

☆R5地方財政計画概要



令和5年度地方財政収支（通常収支分）

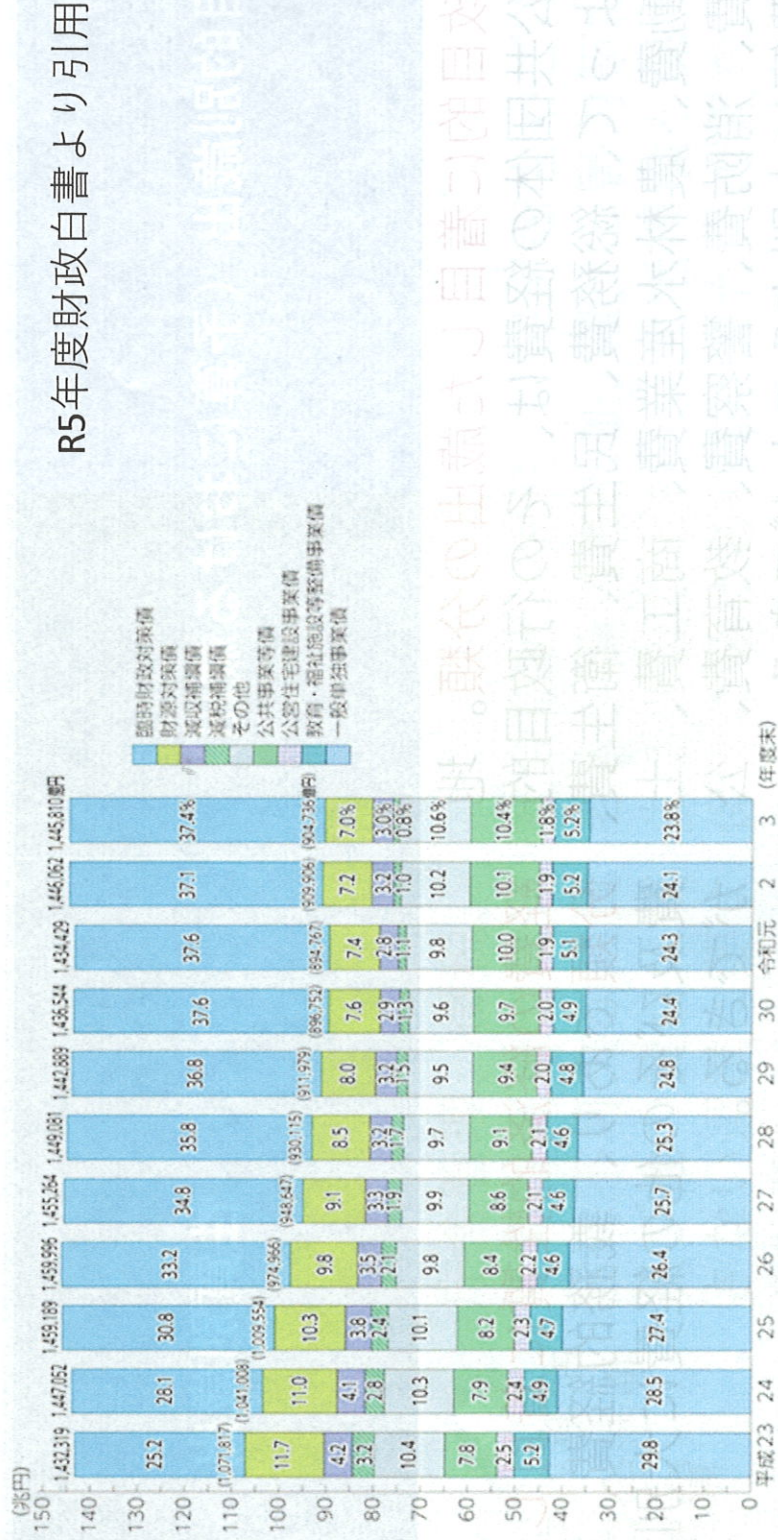


注1:表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2:()内は令和4年度地方財政計画からの増減額

☆臨時財政対策債の状況

出典: 国



(注) 1 財源対策債は、公共事業等債に係る財源対策債及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
 2 地方債現在高には短期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない。
 第17図、第18図において同じ。
 3 () 内の数値は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。